

広島県告示第四百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、尾道市御調町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、尾道市長から届出があつた。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

菅	大字	山	林	部	欄	上
	岩崎					
菅	大字	耕	地	部	欄	下
菅		地		番		
		九五六の二、九五六の三、九五七、九五八の一、九五八の二				